

令和元年10月23日宣告 裁判所書記官 古知敦史

平成30年刑(わ)第2448号, 第2971号, 平成31年刑(わ)第363号
詐欺被告事件

判 決

被告人 Y

年 齢 昭和29年 月 日生

本 籍

住 居 川崎市

職 業

被告人に対する頭書被告事件につき, 当裁判所は, 検察官香西克俊並びに私選弁護士杉山憲広及び同鈴木敏彦各出席の上審理し, 次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役3年8月に処する。

未決勾留日数中90日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

第1 (平成30年11月5日付け起訴第1) 被告人は, かねて架空の民事訴訟の取下げに必要な弁済供託金等の名目で現金をだまし取られていた A から更に現金をだまし取ろうと考え, B, C 及び氏名不詳者らと共謀の上, 平成30年6月5日, 複数回にわたり, 氏名不詳者らが, 山口市 A 方に電話をかけるなどし, 同人(当時71歳)に対し, 弁護士等を名乗り, A に対する民事訴訟が取り下げられ, 同人がそれまでに弁済供託金等の名目で支払った現金の一部返金を受けるためには, 200万円が必要である旨嘘を言い, 同

人にその旨誤信させ、よって、同日、同人に、東京都板橋区

D 宛てに現金200万円を宅配便で送付させ、同月6日、同所において、Cが、上記Dになりすまして上記現金を受領し、もって人を欺いて財物を交付させた。

第2 (平成31年2月21日付け起訴第1) 被告人は、かねて架空のアダルトサイト閲覧未納料金の示談金の名目で現金をだまし取るなどしていたEから更に現金をだまし取ろうと考え、C、B及び氏名不詳者らと共謀の上、平成30年6月7日、氏名不詳者がEの携帯電話機に電話をかけ、同人(当時58歳)に対し、アマゾンジャパンの者を名乗り、Eに対するアダルトサイトの閲覧未納料金の示談金300万円が必要である旨嘘を言い、同人にその旨誤信させ、よって、同日、同人に、東京都中野区

F 宛てに現金300万円を宅配便で送付させ、同月8日、同所において、Cが、上記Fになりすまして上記現金を受領し、もって人を欺いて財物を交付させた。

第3 (平成30年11月5日付け起訴第2) 被告人は、架空の民事訴訟の取下げ費用の名目で現金をだまし取ろうと考え、B、C及び氏名不詳者らと共謀の上、平成30年6月4日頃から同月7日頃までの間、氏名不詳者らが埼玉県坂戸市

G 方に、葉書を送付し、さらに、電話で、同人(当時69歳)に対し、弁護士等を名乗り、Gが民事訴訟を起こされ、財産の差押え等のおそれがあり、訴訟取下げ手続をするための費用として200万円が必要である旨嘘を言い、同人にその旨誤信させ、よって、同日、同人に、東京都中野区

H 宛てに現金200万円を宅配便で送付させ、同月8日、上記

付近路上において、Cが、上記Hになりすまして上記現金を受

領し、もって人を欺いて財物を交付させた。

第4 (平成30年9月14日付け起訴) 被告人は、架空の民事訴訟における示談に必要な費用の名目で現金をだまし取ろうと考え、B、

C 及び氏名不詳者らと共謀の上、平成30年6月4日頃から同月7日までの間、氏名不詳者らが埼玉県草加市 I

方に葉書を送付し、さらに、電話で、同人(当時68歳)に対し、弁護士等を名乗り、I が民事訴訟を起こされ、財産の差押え等のおそれがあり、示談をするための費用として200万円が必要である旨嘘を伝え、同人にその旨誤信させ、よって、同日、同人に、東京都中野区

J宛てに現金200万円を宅配便で送付させ、同月8日、上記ホワイトパレス102号室において、C が、上記 J になりすまして上記現金を受領し、もって人を欺いて財物を交付させた。

第5 (平成31年2月21日付け起訴第2) 被告人は、架空の民事訴訟における和解金の名目で現金をだまし取ろうと考え、C、B 及び氏名不詳者らと共謀の上、平成30年6月5日頃から同月8日までの間、氏名不詳者らが千葉県流山市 K

方に、葉書を送付し、さらに、電話で、同人(当時80歳)に対し、弁護士等を名乗り、K が民事訴訟を起こされ、財産の差押え等のおそれがあり、和解金として300万円が必要である旨嘘を伝え、同人にその旨誤信させ、よって、同日、同人に、東京都板橋区

L宛てに現金300万円を宅配便で送付させ、同月9日、同所において、C が、上記 L になりすまして上記現金を受領し、もって人を欺いて財物を交付させた。

(証拠の標目)

以下、括弧内の番号は証拠等関係カード記載の検察官請求番号を示す。

判示全事実について

- ・被告人の公判供述
- ・証人 C の公判供述
- ・被告人の検察官調書（乙 2 1，同意部分のみ）及び警察官調書（乙 8，1 6 ないし 1 9。乙 8，1 6，1 8 は，いずれも同意部分のみ）
- ・ B の検察官調書（乙 2）
- ・ C の検察官調書（甲 4 9，5 0，いずれも謄本，いずれも同意部分のみ）及び警察官調書（甲 2 1，2 3，いずれも謄本，甲 2 1 は同意部分のみ）
- ・写真撮影報告書（甲 2 7，謄本）
- ・配送記録（甲 4 1，謄本）

判示第 1 の事実について（平成 3 0 年 1 1 月 5 日付け第 1）

- ・ A の警察官調書（甲 3 5，謄本）
- ・ C の警察官調書（甲 4 8，謄本）
- ・ B の警察官調書（乙 1 4，同意部分のみ）
- ・電話聴取結果報告書（甲 3 6，謄本）
- ・「書類送付のお知らせ」と題する書面（甲 3 9，謄本）

判示第 2 の事実について（平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け第 1）

- ・被告人の警察官調書（乙 2 5，同意部分のみ）
- ・ E の警察官調書（甲 7 9，謄本）
- ・ B の警察官調書（甲 9 6，謄本，同意部分のみ）
- ・ C の警察官調書（甲 9 8，謄本）
- ・訂正報告書（甲 8 0，謄本）
- ・電話聴取結果報告書（甲 8 1，謄本）
- ・聴取結果報告書（甲 8 3，謄本）

判示第 3 の事実について（平成 3 0 年 1 1 月 5 日付け第 2）

- ・ G の警察官調書（甲 3 0， 謄本）
- ・ C の警察官調書（甲 2 4， 4 5 ないし 4 7， いずれも謄本， 甲 4 7 は同意部分のみ）
- ・ 電話聴取結果報告書（甲 3 3， 謄本）
- ・ 聴取結果報告書（甲 3 4， 謄本）

判示第 4 の事実について（平成 3 0 年 9 月 1 4 日付け）

- ・ I の警察官調書（甲 2， 謄本）
- ・ C の警察官調書（甲 1 8， 謄本）
- ・ 人定事項報告書（甲 3， 抄本）
- ・ 捜査報告書（甲 4， 謄本）
- ・ 電話聴取報告書（甲 1 2， 1 3， いずれも謄本）

判示第 5 の事実について（平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け第 2）

- ・ 被告人の警察官調書（乙 2 7， 同意部分のみ）
- ・ K の警察官調書（甲 8 8， 謄本）
- ・ B の警察官調書（甲 9 7， 謄本， 同意部分のみ）
- ・ C の警察官調書（甲 9 9， 謄本）
- ・ 聴取結果報告書（甲 9 3， 謄本）
- ・ 電話聴取書（甲 9 4， 謄本）
- ・ 電話聴取結果報告書（甲 9 5， 謄本）

（事実認定の補足説明）

1 争点

本件各犯行において，被告人は，詐欺金が入った宅配便荷物の受取役から同荷物を受け取って運搬し，詐欺グループ関係者に渡す役割を務めたものであるところ，弁護人は，被告人には詐欺の故意も共謀も認められず，いずれも無罪である旨主張する。

そこで，裁判所が判示のとおり認定した理由を補足して説明する。

2. 認定事実

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (1) B は、M なる者（以下、単に「M」という。）から、指定された場所で、送られてきた荷物を受け取る仕事がある、という話を持ち掛けられ、平成30年5月、知人のCに対し、その仕事の話をした。その後、Cは、Bに対し、その仕事をやる旨返答した。BがMに対し、仕事をやる者が見つかった旨連絡し、Cの名前をNとの偽名で伝えた。MからBに対し、荷物を受け取る者と運ぶ者の2名が必要である旨の話があり、BがこれをCに伝えた。Cは、知人である被告人に、この荷物運搬の仕事の話を持ち掛け、被告人はこれを了承した。被告人は、Cからの言を受け、Mに対しては、Oとの偽名を用いることとし、また、Cが上記の偽名を用いていることを知っていた。また、被告人は、Cから、Cが宅配便業者から荷物を受け取ることや、受取場所がアパートであること、本来荷物の配送先にはCと被告人の2人で行くよう言われていることを聞いていた。

上記の仕事は、同年6月6日から始まった。Cは、事前に宅配便荷物を受け取りに行く場所の住所、アパート名と部屋番号、部屋の鍵が入ったキーボックスの場所、その暗証番号、荷物の受取人名、受取り時刻の連絡を受け、Cから被告人に、受取場所であるアパートと時刻等について連絡した。Cは、各判示のとおり（同月6日1件、同月8日3件、同月9日1件）、それぞれのアパートの部屋に入って、他人の宛名で送られてきた宅配便荷物を、伝票にその他人の名前をサインして受け取った（ただし、同月8日のでの受取りについては、キーボックス内に鍵がなかったため、室外で受け取った。）。これらの部屋はいずれも空き部屋であった。そして、荷物を受

け取ると C から被告人に連絡して落ち合い、受け取った荷物を渡し、被告人は、これを M のもとまで運び、渡した。M への受け渡し場所は、池袋駅の西口や東口を指示されることが多かった。

C は、同月 9 日に逮捕され、被告人はそのことを聞いたが、この仕事を続け、C とは別の者が受け取った荷物を M の下に運んだが、結局 1 週間ほどでこの仕事を辞め、それまでの報酬として 20 万円を受領した。

- (2) 被告人と C との間で、本件各犯行に関し、携帯電話機のショートメールで、平成 30 年 6 月 6 日には、当日の段取り、被告人の待機場所や時刻についてのやりとり、手当は週 10 で確定とのやりとりがなされ、同月 7 日及び 8 日には、それぞれ、翌日の荷物の受取場所（3 箇所又は 2 箇所）等についてやりとりがされた（甲 27）。

3 関係者の供述内容

- (1) 仕事の報酬額については、関係者の供述内容が食い違っているものの、被告人は、月 100 万円を 3 人（被告人、C ともう一人）で分けるが、週 6 日で 10 万円と聞いていた旨、1 週間働いて 1 日休んだからとの説明で 20 万円を受け取った旨供述する。
- (2) 被告人が C から伝えられた仕事の内容について、主に、空き部屋で受け取ると被告人が聞いていたのかについて争いがあるところ、C 及び被告人の供述は、それぞれ次のとおりである。

ア C

当初宅配便を事務所で受け取るとの話を聞いており、そう被告人に伝えていたが、B から伝えられた受取場所が明らかにアパートであったため、困った。被告人には、アパートで受取りをすること、受取場所が毎日違うということと言った。空きアパートとは言っていないと思う。被告人に、キーボックスの鍵を取って開けるとい

うことは言ったが、それは、キーボックスに鍵が入っていなかった時ではないかと思う。

イ 被告人

(ア) 公判供述

C がアパートで荷物を受け取るとは聞いていたが、部屋の中で受け取るのか否か、また、空き部屋であることは聞いていなかった。乙第10号証、第20号証で、これを聞いていた旨の記載があるのは、警察官の取調べを受けた際に、C が空き部屋で荷物を受け取っていた旨聞いたことから、記憶が混乱したことによるものである。鍵が開かず外で受け取ったということは聞いた記憶がある。

(イ) 検察官調書（乙10，20）

乙第20号証では、C から、荷物を運ぶ仕事をやるか、C がアパートの空き家で待機し、宅急便の荷物を受け取り、それを渡すから、指定された場所に持って行ってくれ、と言われた旨、

C がアパートの空き家で宅急便の荷物を受け取ると聞き、キーボックスから鍵を取ってドアを開けるのだろう、キーボックスの暗証番号を知らないと鍵を取れないので、不動産屋と誰かが連絡を取っているのだろうと想像した旨、ややこしい荷物のやり取りをするので、何らかの犯罪に関わるものかも知れないとの思いはあった旨、供述が録取されている。

乙第10号証では、C から紹介された仕事について、具体的には、C がアパートの空き家で宅急便の荷物を受け取り、その荷物を C から被告人が受け取り、指定された場所に運ぶという仕事である旨、空き家で受け取るのであるから、当然、事実と違うことが書いてある配達伝票の荷物を C が受け取ることは分

かっていた旨、供述が録取されている。

4 検討

- (1) 仕事内容に関する被告人の認識について、被告人の検察官調書（乙10、20）では、C から空き家で荷物を受け取ることを聞いていた旨供述しているところ、その信用性を検討する。同供述について、被告人が公判でこれに反する供述をしているほか、C も被告人の公判供述に沿う供述をしている。C は、被告人を巻き込んで申し訳ない、庇いたいとの気持ちがあった旨供述しているところではあるが（甲19）、キーボックスに鍵がなかった時に、そのことを被告人に話した旨、被告人に不利益となる方向の供述もしており、一概にその信用性を否定することはできない。また、乙第10号証では、C から話を持ち掛けられた際にアパートの空き家で荷物を受け取るという話を聞いたように録取されているところ、C は、当初は事務所で受け取るという話で被告人に伝えていたというのであり、C の供述と齟齬している。乙第10号証のキーボックスに関連する供述についても、被告人の警察官調書（乙17）で、C 逮捕後の仕事での経験について類似した内容の供述が録取されており、ほか、被告人の逮捕の時点（平成30年7月18日。逮捕状から顕著な事実）で本件から1箇月余り経過していることも併せると、記憶の混同を疑う余地もある。そうすると、上記乙第10号証、第20号証の供述の信用性には疑問が生じ、被告人が公判で述べるところを一概に排斥できない。これらの供述調書に依拠して、被告人が平成30年6月6日の最初の受取り以前から、受取場所がアパートの空き室であることを認識していたと認定することはできない。
- (2) 次に、被告人が知っていたと認定できる事実から故意及び共謀が認められるかを検討する。被告人の、最初の受取りである平成30年6

月6日の受取り前までの認識として、Cがアパートで宅配便荷物を受け取ること、それを被告人が運んでMに渡すこと、本来被告人はCに同行するよう求められていたこと、受取りに行く場所は複数あること（前記C供述及びショートメールの内容から認める。）、Cと被告人が偽名を用いること、報酬は1週間で10万円であり、Cほか1名にも同様の報酬があること（前記ショートメールから、前記被告人供述（3(1)）に信用性を認める。）を認識していたものと認められる。なお、同月8日には、について、Cが鍵がなく部屋に入れないので外で荷物を受け取ったということを認識したと認められる。

通常、宅配便で荷物を送らせるのであれば、受取人のもとに直接送らせれば済むのに、そうせず、相応の報酬を支払うコストをかけて、アパートに受取役を送ると共に運搬役を同行させ、受け取った荷物をこれに運ばせ、また、短時日のうちに複数箇所にそのようにして荷物を送らせるというのは、荷物の送付の仕方として異常である。C及び被告人において偽名を用いるのも、仕事内容や関係者に後ろ暗い事情があることを想起させる。このようにして、受取人において方々のアパートにその住人ではない者を受け取りに行かせ、これを直ちに運搬役を介して別の者のところに運ぶということは、送り主は送付先住所の者に送付しているつもりであるのに、それとは異なる者が受け取り、送り主が想定している者とは別の者のところに持って行っていることを想起させる事情といえ、ひいては、送り主が偽りを告げられて錯誤に陥り、受取場所に荷物を送付したものであることを、未必的にせよ認識させる事情といえる。このような事情を認識している被告人は、判示の各宅配便荷物について、これらが詐欺により送付されたものである可能性を認識していたものと推認される。

(3) 弁護人は、被告人が C の逮捕を知った後も同様の仕事を続けたことについて、仕事が違法である可能性を認識していなかったことを示す事情であるという。しかし、そもそも、被告人において仕事が違法なものを知っていたのであれば C の逮捕を契機に仕事を辞めるはずとは直ちにいえず、知っていたからこそ辞めなかったとも考えられる。その他、弁護人の主張する点を検討しても、上記推認を妨げるような事情はない。

よって、被告人に詐欺の故意及び共謀が認められる。

(法令の適用)

罰条	いずれも刑法 60 条, 246 条 1 項
併合罪加重	刑法 45 条前段, 47 条本文, 10 条 (犯情の最も重い判示第 5 の罪の刑に加重)
未決勾留日数算入	刑法 21 条

(量刑の理由)

本件は、いわゆる特殊詐欺 5 件の事案である。犯行態様は、計画的、組織的であると共に、被害者が財産差押えの危機にあるなどと偽り不安に陥れる悪質なものであり、被害額も合計 1200 万円と非常に大きい。被告人は、受取役が受け取った現金入り荷物を他の共犯者のもとに運ぶ運搬役を務めたものであり、上位者から利用される共犯者中では従属的な立場ではあるが、犯行の目的を遂げる上で果たした役割は軽視出来ない。被告人に前科のないことを考慮しても、相当期間の実刑を相当とする事案であり、主文の刑を定める。

(求刑、懲役 4 年 6 月)

令和元年 10 月 29 日

東京地方裁判所刑事第 7 部

裁判官

野澤晃一

